

検察の求刑(罰金 20 万円)をどうみるか 10/1 検察の論告・求刑 次は 12/17 最終弁論・3/25 判決への傍聴支援を!

10月1日、第21回公判が行われました。この日の公判で検察は罰金20万円を求刑しました。信濃毎日新聞2018/10/2付によると「明治大法科大学院の大塚裕史教授(刑事過失論)は一般論として、業務上過失致死罪で起訴された事件では『禁固刑の求刑が圧倒的に多く、罰金刑の求刑は多くない』としていいます。この求刑に対し集まった支援者からは「検察は何が何でも有罪にしたいのだと思った」という感想が寄せられています。

「懲役・禁固刑にするほどの社会的悪性がない」と検察が認めたといえる求刑

業務上過失致死事件では懲役刑や禁固刑を科すこともできるので、罰金20万円というのは処罰のなかでは比較的軽い印象を受けます。検察は2度も訴因変更をしてまでも必ず有罪にしようという意思を感じましたが、一方でそこまで社会的悪性がないことを検察も認めたこととなります。弁護団が明らかにしてきた「山口さんに落ち度はなかった」「窒息ではなかった」という事実が、検察に「懲役・禁固刑にするほどの重い責任追及の事案ではなかった」とさせたということです。

裁判官は検察の求刑には縛られず、証拠により有罪か無罪かを定める

検察は論告の中で、弁護側証人の福村医師がいかに信用できないか、検察側証人の根本医師・山田歯科医師がいかに信用できるか、ということなどを語りました。弁護団は12/17最終弁論において丁寧に説明して裁判官に無罪判決を書いてもらうように準備を進めているところです。裁判官は、検察の求刑には縛られず、証拠により有罪か無罪かを定め、3月下旬予定の公判にて判決を言い渡すこととなります。



過失も因果関係も認めない“完全無罪”を勝ち取ろう

- ①よりよい介護の追求(どうすれば防げたのか振り返る)ということ
- ②あの段階で山口さんがしたこと・しなかったことに「国家刑罰権の対象となる落ち度」があったかどうか(→ないのはこれまでの公判で明らか)

この2つは冷静に切り分けて考える必要があります。よりよい介護を追求することとこの件で無罪を主張することは全く矛盾しません。もし、この裁判でたとえ1万円の罰金刑だったとしても有罪判決が出るようなことがあれば、介護現場での死亡事例に対して刑事罰が与えられる足掛かりとなってしまいます。まさに介護の未来がかかっています。過失も因果関係も認めない“完全無罪”を勝ち取るよう、引き続きのご支援をよろしくお願いいたします。

～民事手続きと刑事手続きの違い～

- 民事：当事者が紛争を最終的にお金で解決することが多い。判決までもつれて裁判所が支払い命令することもあるが、裁判所手前で和解を提案することも多い。民事紛争におけるお金の支払いは解決の手段。
あずみの里は訴訟にはなっていないが、和解(示談)にはなっている。
- 刑事：罰金などお金を払って終わる結末もあるが、これは紛争を解決するために払うわけではない。被告人の行為が何らかの犯罪に当たることが認められて、その犯罪に対してふさわしいと裁判官が考える刑罰が与えられる(国家刑罰権の発効→死刑・懲役・罰金…)。
⇒ 有罪=前科=犯罪者として一生ついてまわる。

民事は払って終わりだが、刑事の場合はお金を払ったことが「前科」になる。それが全く違う。

11月23日(金祝)無罪判決で介護の未来を守る集会 ～あずみの里刑事裁判の完全無罪を求めて～

開会 13:00 終了 15:30 安曇野スイス村「サンモリッツ」大ホール

県内外より
大勢のご参加をお願いします

安曇野市豊科南穂高 3800-1 Tel 0263-72-0650
長野自動車道安曇野ICから約5分

「有罪判決にさせない国民世論」 をつくる取り組みにご協力ください

- ・無罪を勝ち取る会への加入をお願いします
- ・新聞に裁判の不当性を投稿する
- ・県看護協会、介護福祉士会、施設団体など地域の看護、介護の団体、患者家族会などに裁判支援の申し入れ
- ・地域でのつながりをいかした申し入れ
- ・署名を広げる
- ・裁判の現状を理解し、説明できるよう学習に取り組む



☆裁判支援サイトをご覧ください → <http://www.mintyo.or.jp/min-iren/trial/>
ニュース・学習資料などを掲載しています

あずみ裁判支援

検索

新署名到達(新署名をさらに広げて下さい)

新署名 20万9204筆 旧署名 19万8281筆 合計 40万7485筆 (10/29現在の到達)

裁判闘争カンパのご協力をお願いします

振込先 長野銀行 本店 普通 8828733 無罪を勝ち取る会

ニュース紙面上で失礼ではありますが、カンパのご協力をいただいた皆様に心よりお礼申し上げます。

現在800万円ほど集まっており、裁判費用や支援運動費用に対する支援として使わせていただいております。この費用は現在のところ約1000万円かかっており、今後さらに膨らんでいきますので、引き続きカンパをお願いいたします。

今後の予定

12月17日(月) 9:40～ 弁護側の最終弁論
2019年3月25日(月)13:30～ 判決